

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等  
に係る後期高齢者医療保険料の減免について

## 1. 減免対象

減免の対象となる方は、減免事由①もしくは減免事由②に該当した方となります。

### 《減免事由①》

新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負ったとき

### 《減免事由②》

新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次に掲げる事項すべてに該当するとき

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額（※1）を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること

イ 前年の合計所得金額（※2）が1,000万円以下であること

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

（※1） 国や県から給付される給付金等は除く。

（※2） 合計所得金額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額をいう。

## 2. 保険料減免額

（1）減免事由①のとき ⇒ 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部

（2）減免事由②のとき ⇒ 以下の計算方法で算定した額

### 【減免の計算式】

対象保険料額	×	減免割合	=	保険料減免額
(A × B / C)		(D)		

【表 1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
300 万円以下であるとき	全 部
400 万円以下であるとき	80%
550 万円以下であるとき	60%
750 万円以下であるとき	40%
1,000 万円以下であるとき	20%

### 3. 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、平成 31 年度分及び令和 2 年度分の保険料であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日の支払日）が設定されているもの

徴収区分	平成 31 年度	令和 2 年度
普通徴収	第 8 期分、第 9 期分	第 1 期分から第 9 期分
特別徴収	2 月分	4 月分から翌年 2 月分

※対象は、平成 31 年度保険料と令和 2 年度保険料になり、それぞれで申請が必要です。

### 4. 減免申請期限

申請期限：令和 3 年 3 月 31 日まで